



生駒市内初！住民自らが作成する防災計画

「鹿ノ台地区防災計画」「あすか野地区防災計画」を定めました

災害対策基本法に基づき、本市で初めて提案された「地区防災計画」が「生駒市防災会議」（平成 29 年 2 月 24 日開催）で承認され、「生駒市地域防災計画」に盛り込むことになりました。市町村防災計画に地区防災計画を定めるのは、生駒市内ではこの地区が初めてとなります。

■ 地区防災計画

東日本大震災での教訓をもとに、平成 26 年 4 月 1 日から災害対策基本法に市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」創設されました。この計画は、地区居住者等が自発的に行う防災活動について自らが作成する計画で、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画です。各地区の特性や目的に合わせ、自由な内容で作成することが可能です。

■ 生駒市における地区防災計画

本市では、3 月 21 日現在、市内で 102 の自主防災会（結成率約 97%）が活動していますが、いざ災害が発生すると、自主防災会同士の連携が不可欠となることから小学校区程度の範囲での地区防災計画の整備を目指しています。今回、「鹿ノ台地区」と「あすか野地区」が、自ら作成した「自分たちの防災計画」を本市に提出され、本市は災害対策基本法に基づき、生駒市防災会議で審議し、両地区計画を生駒市地域防災計画に地区防災計画として定めました。今後は、この「地区防災計画」に規定された内容を実施できるよう防災訓練を行い、課題の把握や見直しを行っていくことが大切です。また、このような取り組みが市内の各地区で実施されていくことを目指しています。

■ 今回、生駒市地域防災計画に定められた地区防災計画

◆ 鹿ノ台地区防災計画（A4 版 12 頁、別冊 A4 版 20 頁）

提案者 鹿ノ台自主防災会（人口 7,361 人、世帯数 3,043 世帯(H29. 1. 1. 現在)）

鹿ノ台地区では、平成 23 年 3 月に「鹿ノ台自主防災会」を発足、以後、防災倉庫の設置、防災訓練等の開催等に取り組んでこられました。当該地区は、高齢化が進む中、これまで以上に住民が協力し合い、自主的な防災活動（自助・共助）を向上が必要とされており、その際の参考となるようにと考え、本地区防災計画に合わせて「行動マニュアル」を作成されました。

主な内容 集中豪雨や台風、地震、暴風（竜巻）のそれぞれの特性と予想される災害を具体的に記載しています。また、平常時と災害時に分け、地区内住民が協力して取り組むべき事項を示しています。さらに、災害時要援護者等に対する避難支援についても記載しています。別冊の「行動マニュアル」では、役員連絡網や地域の防災施設、防災資機材リスト、地域版防災マップなどを掲載しています。

◆ **あすか野地区防災計画（あすか野避難所運営計画）** （A4版98頁（一部A3））

提案者 あすか野防犯防災会（人口4,658人、世帯数1,958世帯（H29.1.1.現在））

あすか野地区では、あすか野防犯防災会が中心となって、平成26年7月から2年にわたり市防災安全課、あすか野小学校と協議・検討を重ね、少しでも避難所開設時の混乱を和らげるよう「あすか野避難所運営計画書」を作成されました。

主な内容 避難所の開設、運営は、あすか野自治会長とあすか野防犯防災会長が、市やあすか野小学校長と協議の上、中心となって進めることを明記しています。また、避難所の事前対策として、避難所となるあすか野小学校の教室等を避難者用や物資保管用、救護所用など目的別に分類するとともに、実測して避難者を受け入れるスペースを図面に落としとしています。さらに、資料では、飲料水やトイレなどの生活用水の確保など細かく整理しています。

■ **地区防災計画を定めるための手続き**

災害対策基本法に基づき、地区居住者等は市町村防災会議に対し、市町村防災計画に当該地区防災計画を定めることを提案することができ、提案を受けた市町村防災会議は当該地区防災計画を市町村防災計画に定める必要があるかを判断します。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市防災安全課（課長補佐 古林） ☎0743-74-1111（内線252）